

## カジノ管理委員会第78回会議の開催状況

### 第1 日時、場所及び出席者

#### 1 日時

令和5年5月19日 14時00分～14時50分

#### 2 場所

カジノ管理委員会 12階委員会室

#### 3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、北村委員、石川委員
- 並木事務局長、坂口次長、清水総務企画部長、和田監督調査部長、堀内監督総括課長（議事担当課）、堀企画課長（議事担当課）

### 第2 要旨

#### 1 議決事項

なし

#### 2 その他の案件

##### (1) 監督事務の検討状況について（システム化を中心に）

監督総括課長より、監督事務のシステム化を中心とした検討状況について報告があった。

(参考)

- ・特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（抄）  
（カジノ行為業務の状況等の報告）

第75条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、三月ごとに、カジノ行為業務及びカジノ施設の運営の状況に関し、カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に報告しなければならない。

2 カジノ事業者は、前項に定めるもののほか、カジノ行為に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実を発見したときは、遅滞なく、これをカジノ管理委員会に報告しなければならない。

(監査)

第196条 カジノ管理委員会は、毎年、カジノ事業者及びカジノ施設供用事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(カジノ事業者が行う業務等に関する報告の徴収等)

第197条 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、カジノ事業者若しくは当該カジノ事業者に係る次に掲げる者又はこれらの者の従業者若しくは従業者であった者に対し、当該カジノ事業者について第39条の免許を受けた後も引き続き第41条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうか及び同条第2項各号に掲げる事由のいずれにも該当していないかどうか（次項において「免許基準適合性等」という。）又は当該カジノ事業者が行う業務若しくはその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

- 一 議決権等の保有者
- 二 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該カジノ事業者の事業活動に支配的な影響力を有する者
- 三 カジノ施設供用事業者
- 四 認可施設土地権利者

- 五 カジノ関連機器等製造業者等
  - 六 当該カジノ事業者から業務の委託を受けた者（当該者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）
  - 七 当該カジノ事業者の契約（第65条第1項に規定するカジノ施設利用約款に基づく契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。）の相手方（前号に掲げる者を除く。）
  - 八 出資、融資、取引その他の関係を通じて前2号に掲げる者の事業活動に支配的な影響力を有する者
  - 九 特定資金貸付契約に基づく債権を譲り受けた者
  - 十 第28条第15項の監査証明又は第67条第3項の監査を行った公認会計士又は監査法人
- 2 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の関係者に対し、免許基準適合性等若しくは当該カジノ事業者が行う業務若しくはその財産に関し質問させ、当該カジノ事業者若しくは当該カジノ事業者に係る同項第1号から第9号までに掲げる者若しくはこれらの者の従業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験に必要な限度において非電磁的カジノ関連機器等を無償で収去させることができる。
- 3 （略）

（カジノ事業者に対する監督処分）

- 第204条 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が行う業務又は当該カジノ事業者の財産の状況に照らして、そのカジノ事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該カジノ事業者に対し、業務方法書の変更、業務の運営若しくは財産の状況の改善計画の提出その他の当該カジノ事業者が行う業務の運営若しくは当該カジノ事業者の財産の状況の改善に必要な措置を講ずべきことを命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該カジノ事業若しくはカジノ行為区画内関連業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、当該カジノ事業者に対し、期限を付して、そのカジノ事業又はカジノ行為区画内関連業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
  - 二 当該カジノ事業者が行う業務に関し他の法令の規定に違反したとき。
  - 三 第41条第3項の規定により第39条の免許に付された条件又は第91条第4項の規定により同条第1項の承認に付された条件に違反したとき。
- 3～8 （略）

以上